時事新報

第千二百三號

明治十九年二月十九日 金曜日
舊丙戌正月十六日（庚戌）

（西暦一千八百八十六年）

●時事新報定價

一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓五十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便税一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ掲クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ逓送無料ニテ配達ス（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）

東京　横濱　横須賀（神奈川　平塚　小田原　藤澤）箱根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　赤間關　山口　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋　濱松
四日市　桑名　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　前橋　八王子　千住　草加
越ケ谷　粕壁　杉戸　幸手　久喜　栗橋　古河　千葉　登戸
寒川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋

其他鐵道汽船便宜ノ場所ハ同シク逓送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九五	五錢六厘
自三十一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八五	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

條約改正の必要は獨り日本人の爲めのみに非ず近來外交の次第に繁多なるに隨ひ我國人も次第に外國の事情を知り外國人決して異類に非ず華夷内外など稱して之を嫌忌するは頑陋無識の振舞なりとて所謂攘夷の氣風なるものは全國都鄙を通じて既に一掃し去りたるものゝ如し此時に當て我々日本人の所望は日本全國を打開て諸外國人と相雜居し商賣共に營み政治學問共に論じ冠婚葬祭宴樂遊戲花鳥風月の細に至るまで一個人々の資格を以て互に其利害を共にして内外國人の間に障壁を設けず赤心を披れば腹中に推して磊々落々文明男子の交際を爲さんとするに在れども奈何せん締盟各國は十餘年來條約改正の義務を怠り我れより屢々促がして治外法權撤去の事を申納るゝも日又一日と遷延して今日尚未だ其底止する所を知らざる程の次第なれば我々日本人も亦徒に内地雜居を許すと能はず彼我の爲めに誤りて不便なり不快なりとは知りつゝも内外國人雜居親交の實を今日目前に見るに由なきは遺憾無量なりと申す可し元來我々日本人が日本全國を打開て大に諸外國人と交際せんとするは商賣上直接の利益を目的とするの意味もなきにあらねども此他多くは外國人に向て日本の國柄を知らしめんとするの大望あるなり蓋し我々の實情を云へば日本の聲價の海外に馳せて成る可く世界列の高からんことを企望すれども左ればとて永遠に利害より考へて彼れ幻燈もて物を寫すが如く針の實をも棒の[illegible]に寫出して之を諸外國人の眼に映すると[illegible]を好まず唯諸外國人として我有りの儘の實状を有りの儘に[illegible]せしめ夫れにて大願成就するものなれども外國人は誰れを一人にても多く我國に來り又我内地に入り[illegible]工　商業實際に就て一々其事情と合點し[illegible]と說明し其情と玩味し他日日本の事態と歸る[illegible]に[illegible]一[illegible]玉石同[illegible]の弊を免れ我々日本人と[illegible]千歳の[illegible]萬古の冤を訴へさらしむると我輩今日[illegible]の[illegible]なるに今日の實際に於て諸外國人が條約改正を[illegible]とるが爲我國にても[illegible]非なく内地雜居[illegible]外國人として故なく居留地外に來住すると許さず[illegible]へ諸外國人が日本の内地を漫遊せんとするも旅行規程の制ありて學術研究、攝生保養の其外は一歩も此規程を踰ゆると許さず且つ學術研究と攝生保養との孰れに論なく内地旅行とあれば其都度所轄官廳に出願し夫れ〳〵の手續を經て旅行券を得ざる可らざるが故に旅行者の身に取りては其面倒言はん方なし左れば久しく日本に在留せし外國人にても未だ曾て旅行規程外に出でざるものあり或は東洋遍歷の外國人にて上海香港邊まで來遊し日本へも渡りて其内地の遊を試みんとする折柄、日本の内地旅行は甚だ面倒なりと聞き空しく扶桑を東望して其儘歸國するものもあり或は遊覽等の目的にて我内地に旅行せんとし扱て其の旅行の性質を解剖すれば學術研究にも非ず攝生保養にも非ざるの場合に尋常人ならば此邊の細節に區々たらざる可しと雖ども良心潔白一點の塵をも留めざる士君子は所謂屋漏に愧ぢざるとの古訓を守りて名實相稱はざる旅行は斷然之を見合はせとあらん且つ又之に最も困難なるは右の旅行規程あるが爲め在日本の耶蘇宣教師は布教の爲めに内地に旅行する能はざるの一事なり布教は保養の爲めに非ず又學術研究の爲めにも非ず尋常人ならば兎も角も天帝正直の道を奉じて十方世界の衆罪人を感化せんとし人を欺く勿れ人を詐る勿れ良心の潔白を保たざる可らずと云々逆日々此一義を口にする宣教師は旅行願書に保養の爲め又は學術研究の爲め内地漫遊と認めながら内地に入て行く〳〵布教に從事せんとするも其良心に於て之を許す可き筈なし近來在日本の耶蘇宣教師中にて内地に入りて往々說法布教するものある由なれども此輩の如きは己れ自から忘語戒を犯したるものにして其布教の方法は取りも直さず耶蘇宗旨正直の根本を顚覆するものありと云ふ可し即ち今日本に在る真正の宣教師として内地に布教する能はざらしむるものは唯彼の内地旅行規程あるが爲めにして其根源に遡れば條約改正の未だ其緒に就かざるが爲めあり目下内地雜居は禁あり又旅行規程あるが爲めに在日本の諸外國人は幾多の不便利と感ずるや知る可らずと雖ども其不便利は爾に出でゝ爾に返るものにして之を除去するは唯條約と改正して治外法權を廢するの一策あるのみ條約改正の今日に急なるは獨り日本人の爲めのみに非ず實に在日本諸外國人の爲なりとの事は締盟各國條約改正の局に當る者の須らく銘肝す可き所なり

官報

○達第十二號　各廳府縣

臨時建築局ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ諸官廨及議院等建築ノ事ヲ掌ラシム

明治十九年二月十七日　内閣總理大臣伯爵伊藤博文

總裁　一人　勅任○[illegible]　[illegible]奏任○[illegible]　判任

○東京府布達甲第十九號　伊豆七島小笠原島ヲ除ク

水船營業規則左ノ通相定メ本年四月一日ヨリ施行ス

右布達ス

明治十九年二月十八日　東京府知事[illegible]

水船營業規則

第一條　水船營業者ハ（上水ノ吐水ヲ汲取回漕販賣スルモノヲ云フ）適宜地區ヲ定メ組合ヲ設ケ規約書ヲ作リ郡區役所ヲ經由（郡ハ戸長ノ奧印ヲ要ス）シテ當廳ノ許可ヲ請フベシ○第二條　組合規約書ニハ左ノ各項及ヒ組合ニ於テ必要トナス事項ヲ掲クベシ「一組合ノ名稱」「二組合事務ノ位置」「三水船ノ構造及掃除方法」「四回漕中ノ注意」○第三條　各組合ハ頭取一人ヲ撰定シ郡區役所ヲ經由（郡ハ戸長ノ奧印ヲ要ス）シ當廳ヘ屆出ベシ○第四條　水船營業者ハ當廳ヨリ下附スル所ノ鑑札ヲ船表見易キ處ニ釘付スベシ若シ其鑑札ノ磨滅又ハ紛失シタルトキハ其事由ヲ具シ更ニ鑑札ノ下附ヲ願出ベシ○第五條　水船ニハ飲料水ト記シタル小旗ヲ掲クベシ○第六條　新ニ水船營業ヲ爲サントスル者ハ其地區ノ組合ニ加入シ願書ヘ所用ノ船數ヲ記シ組合頭取連署ヲ以テ區ハ區長郡ハ戸長ノ奧印ヲ請ヒ當廳ヘ差出スベシ○第七條　上水吐水汲取場所ハ左ノ五箇所ニ限ルベシ「麴町區鍛冶橋際」「日本橋區一石橋際」「同區駿河町三町目十番地先」「京橋區比丘尼橋際」「同區南小田原町四町目二番地先」○第八條　水船營業者ハ當廳ニ於テ定ムル所ノ水賦金ヲ納ムベシ○第九條　水船ヲ賣買讓與シ引續營業ヲ爲サントスルモノハ雙方連署ノ上其事由ヲ具シ第六條ノ手續ニ據リ更ニ鑑札ノ書換ヲ願出ベシ○第十條　水船ハ毎年二回（六月十二月）檢査ヲ請クベシ但必要ト認ル場合ニ於テハ臨時檢査スルコアルベシ○第十一條　此規則ニ違背シタルトキハ其情状ニ據リ營業ヲ停止シ又ハ禁止スルコアルベシ

○學士歐洲派遣　法律學士河村讓三郎、同杉山三保松、同前田孝階、同田部芳、法學士石渡敏一、法律學士富谷銈太郎の五名は司法省に於て去る十三日法學修業并に裁判事務研究のため向三箇年間歐洲行を命ぜられたり（以上三件本年二月十八日官報）

○通貨の事歴（前の續き）

抑々前段ニモ屢々記セル如ク我カ國貨幣金ト銀ト雙方法價ノ比例太タ不倫ニシテ金貨ノ價過低ナルノ當時ニ在リテ右ノ如キ條約ヲ締結セシナレハ狡慧ナル外國人民ハ此ノ條約ヲ視テ以テ無二ノ奇貨ト爲シ我カ貨制ノ紊亂シテ統紀ナキヲ以テ無二ノ好機會ト爲シ洋銀一箇ヲ我カ一分銀三箇ニ換ヘ一分銀三箇ヲ小判一枚ニ或ハ二分判二箇ニ或ハ二朱判八箇ニ換フルノ割合ヲ以テ盛ニ我カ金貨ヲ購得シテ之ヲ輸出スルノミナラス又香港其ノ他便宜ノ地方ニ於テ洋銀ヲ熔解シテ我カ一分銀ヲ摸造シテ之ヲ齎シ來リテ我カ金貨ニ換ヘ去ル者頗々踵ヲ接シ我カ國ノ金貨ハ滔々外出シテ止マス苟クモ貨制ヲ一變シテ以テ之ヲ制スルニ非サルヨリハ數歳ヲ出テスシテ我カ國有限ノ金貨ハ將ニ耗盡セントスルノ勢ニ至リタリ然ルニ當時政府ハ宇内各國近世貨幣ノ事歴ニ暗キヲ以テ開港ニ先チテ速ニ明斷ナル改良ヲ施スコ能ハスシテ開港以後ニ及ヒテモ尚ホ荏苒躊躇シテ決セス當時米國公使（日本駐箚）ハルリース ハ我カ國貨制ノ紊亂ノ爲メニ就中其ノ金ト銀トノ法價ノ比例太タ當ヲ失ヘルカ爲ニ開港互市ノ後ハ彌損失ヲ被リテ將ニ無量ノ國害ヲ招カントスルヲ視テ默過スルニ忍ヒス安政六年巳未十一月二十四日特ニ公書ヲ我カ政府ノ執政間部脇坂兩氏ニ呈シテ我カ貨制ヲ改正スヘキノ理由ヲ懇々忠告セリ」此ノ時ニ當リテ當政府モ開港互市ノ影響ニヨリ内國金銀ノ市價大ニ變動シ政府ノ現行貨制ハ金一銀十強ナルモ民間就中開港場ノ市價ハ金一銀十五強ニ當レルヲ以テ其ノ舊日ヲ逐ヒテ太甚シキヲ覺フル所アリ乃チ一方ニ向ヒテハ開港場ノ奉行ニ命シテ小判輸出ノ爐ナルヲ防クヘキ方法ヲ立テシメ他ノ一方ニ向ヒテハ首トシテ銀貨一分ノ品質ヲ貶シテ洋銀ト同質ノ銀ヲ以テ新ニ一分銀ヲ鑄テ之ヲ發行シ此ノ新一分銀ハ安政五年以前ニ鑄ル所ノ一分銀ニ比スレハ其ノ銀貨劣悪ナルヲ以テ世ニ之ヲ呼ヒテドロ銀ト云ヘリ此ノドロ銀ノ鑄造發行ハ安政六年ニ始マリテ明治元年ニ終ル其ノ間鑄造發行額ハ凡二千八百四十八萬九百兩ニシテ之ヲ今ノ新貨ニ換算スレハ三千六百二十七萬五千三百八十一圓八十二錢七厘ナリト云フ（本文ドロ銀即新一分銀四箇ヲ以テ一兩トス此ノ一兩ハ今ノ新貨ニ比較スレハ一圓二十四錢六八ニ當ル「新貨幣表」）又小判一分判金貨ヲ改鑄シテ其ノ品質ヲ低下ニシ更ニ新ニ二分判新二朱判金貨ヲ鑄テ之ヲ發行シ此ノ新二分新二朱金ハ安政七年庚申（後ニ改元シテ萬延トナル）ヨリ其ノ鑄造ヲ始メテ明治二年ニ至ル迄其ノ鑄造發行額凡五千三百二十四萬五百七十六兩（此ノ新貨五千九百三萬五千九百七十二圓四十一錢九厘）ニ居ルト云フ「小判一分判金貨及二分判二朱判金貨及一分銀（即ドロ銀）ノ右安政六年改制ノ實價ヲ其ノ以前ニ比較スレハ其ノ差